

各位

平成 30 年 7 月 31 日
放射線取扱主任者

筑波実験棟 B1 回廊における放射線障害防止法施行規則
第 22 条の 3 項の適用について

筑波実験棟 B1 回廊において、放射線障害防止法施行規則第 22 条の 3 項に基づき、下記の期間、下記の管理区域を管理区域でないものと見なし、周辺監視区域と同様の出入り管理を行うことをお知らせします。

1. 期 間 : 2018 年 7 月 31 日 (火) から 2019 年 2 月 10 日 (日) まで
2. 場 所 (図 1 の赤色で示す区域) : 筑波実験棟・地下 1 階回廊部分

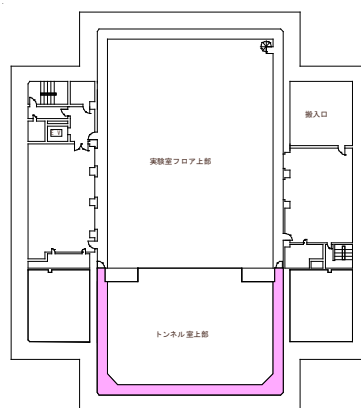


図 1 筑波実験棟・地下 1 階

配布先

機構長

- (管理局) 施設部長、施設企画課長、整備管理課長、安全衛生推進室
- (素核研) 所長、副所長、事務室
- (加速器) 施設長、各主幹、事務室
- (物構研) 所長、副所長、事務室
- (共通) 施設長、各センター長、事務室、放射線受付
- (担当者) 当該発生装置管理責任者、同作業責任者、各区域放射線担当者、
管理室員